



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年9月13日火曜日 第1693号

◇ 目次 ◇

公衆浴場入浴料金の価格.....	915
医療機関の指定.....	915
地籍調査事業計画及び地籍集成図作成のための事業計画の公示.....	915
公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）.....	915
道路の供用開始（県道新居浜港線）.....	917
開発行為に関する工事の完了.....	917

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定.....	917
個人演説会等の施設の指定.....	917
個人演説会等の施設の指定及び名称の変更.....	917

告 示

○愛媛県告示第1663号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条に規定する公衆浴場入浴料金の価格を次のように定め、平成17年10月1日から施行し、公衆浴場入浴料金の価格（平成9年4月愛媛県告示第587号）は、平成17年9月30日限り、廃止する。

平成17年9月13日

愛媛県知事 加戸守行

区 分	大人 〔12歳以上の者をいう。〕	中人 〔6歳以上12歳未満の者をいう。〕	小人 〔6歳未満の者をいう。〕
価 格	330円	140円	60円

○愛媛県告示第1664号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり更生医療を担当させる医療機関を指定した。

平成17年9月13日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	指 定 年 月 日
エビスヤ薬局重信店	東温市志津川171セブンスター重信店内		平成17年9月1日

○愛媛県告示第1665号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する平成17年度の事業計画及び調査成果のシステム化の実施のための同年度における事業計画を次のとおり定めた。

平成17年9月13日

愛媛県知事 加戸守行

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘 要
松山市	東石井地区 北井門地区	平成18年3月31日まで "	地籍調査（概況調査） "
大洲市	河辺町三嶋 河辺町北平 河辺町植松 河辺町山鳥坂	平成18年3月31日まで " " "	数値情報化 " " "
四国中央市	新宮町新瀬川の一部	平成18年3月31日まで	数値情報化

○愛媛県告示第1666号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年9月13日

愛媛県知事 加戸守行

- しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市御宝町119番1

- 埋立区域

- 位置

宇和島市日振島3007番3から同3007番4までの地先公有水面

- 区域

次の1点から12点までを順次直線で結んだ線並びに12点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.21メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（宇和島市日振島2875番地先の堤防に設置された金属鉄）は、北緯33度09分21秒、東経132度18分17秒の地点

1点は、基点から真北164度31分06秒56.89メートルの地点

2点は、1点から真北83度19分05秒6.55メートルの地点

3点は、2点から真北89度30分11秒6.58メートルの地点

4点は、3点から真北96度16分25秒6.39メートルの地点

5点は、4点から真北100度44分18秒6.43メートルの

地点

6点は、5点から真北103度45分02秒16.77メートルの地点

7点は、6点から真北103度23分23秒16.39メートルの地点

8点は、7点から真北110度12分04秒3.39メートルの地点

9点は、8点から真北116度01分10秒3.33メートルの地点

10点は、9点から真北125度13分25秒3.28メートルの地点

11点は、10点から真北138度09分22秒2.72メートルの地点

12点は、11点から真北139度57分35秒2.56メートルの地点

(3) 面積

439.67平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成5年5月21日 愛媛県指令河第214号

4 しゅん功認可年月日

平成17年9月13日

○愛媛県告示第1667号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年9月13日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

宇和島市三浦東810番1から同841番4までの地先公有水面

(2) 区域

次の1点から29点までを順次直線で結んだ線並びに29点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+0.89メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（宇和島市三浦東838番8地先に設置された金属鉾）は、北緯33度11分06秒、東経132度30分38秒の地点

1点は、基点から真北223度53分26秒46.46メートルの地点

2点は、1点から真北29度12分54秒9.70メートルの地点

3点は、2点から真北29度12分49秒6.10メートルの地

点

4点は、3点から真北229度13分24秒2.82メートルの地点

5点は、4点から真北29度13分03秒8.90メートルの地点

6点は、5点から真北29度12分44秒9.47メートルの地点

7点は、6点から真北27度41分22秒2.40メートルの地点

8点は、7点から真北297度42分54秒1.50メートルの地点

9点は、8点から真北27度41分21秒3.60メートルの地点

10点は、9点から真北117度42分54秒1.50メートルの地点

11点は、10点から真北27度44分24秒4.09メートルの地点

12点は、11点から真北24度45分31秒9.58メートルの地点

13点は、12点から真北20度42分31秒16.23メートルの地点

14点は、13点から真北290度43分15秒1.50メートルの地点

15点は、14点から真北18度08分13秒3.49メートルの地点

16点は、15点から真北106度43分16秒1.50メートルの地点

17点は、16点から真北16度42分46秒7.00メートルの地点

18点は、17点から真北13度26分39秒9.93メートルの地点

19点は、18点から真北13度26分54秒1.20メートルの地点

20点は、19点から真北13度26分33秒1.33メートルの地点

21点は、20点から真北101度34分23秒2.82メートルの地点

22点は、21点から真北9度45分24秒13.59メートルの地点

23点は、22点から真北6度09分25秒2.10メートルの地点

24点は、23点から真北6度58分00秒17.87メートルの地点

25点は、24点から真北6度58分08秒16.90メートルの地点

26点は、25点から真北276度58分52秒1.00メートルの地点

27点は、26点から真北6度59分04秒3.10メートルの地点

28点は、27点から真北96度59分19秒1.00メートルの地点

29点は、28点から真北11度23分58秒4.56メートルの地点

点

- (3) 面積
1,011.91平方メートル
- 3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成7年8月16日 愛媛県指令河第524号
4 しゅん功認可年月日
平成17年9月13日

○愛媛県告示第1668号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜港線	新居浜市西の土居町乙165番11から 同市西の土居町乙166番9まで	平成17年9月13日

○愛媛県告示第1669号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年9月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
17西建管第710号 平成17年8月31日	西条市周布426番2	西条市壬生川148番地9 有限会社越智組 代表取締役 越 智 哲 雄
17松局建（開）第32号 平成17年8月31日	東温市北方字田中甲3201番1	大阪府豊中市新千里西町一丁目1番4号 パナホーム株式会社 代表取締役 田 尻 勝 彦

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第66号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成17年9月13日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所在地
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームル・ソレイユ	西条市丹原町今井457-1
老人短期入所施設	短期入所生活介護事業所ル・ソレイユ	西条市丹原町今井457-1

○愛媛県選挙管理委員会告示第67号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定に基づき、個人演説会等の施設として四国中央市選挙管理委員会が指定したものは、次のとおりである。

平成17年9月13日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

施設の名称	所在地	収容人員
四国中央市福祉会館	四国中央市三島宮川4-6-55	500人

○愛媛県選挙管理委員会告示第68号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定に基づき、個人演説会等の施設として大洲市選挙管理委員会が指定したものと及びすでに指定したもののうちその名称の変更があったものは、次のとおりである。

平成17年9月13日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

1 指定したもの

施設の名称	所在地	収容人員
大洲市長浜体育館	大洲市長浜甲489-1	400人
大洲市長浜ふれあい会館	大洲市長浜甲727-2	300人
大洲市立肱川風の博物館	大洲市肱川町予子林99-1	200人

2 名称の変更があったもの

変更前の名称	変更後の名称
河辺村立老人福祉センター	大洲市河辺老人福祉センター
河辺村地域活性化センター	大洲市河辺地域活性化センター
河辺村基幹集落センター	大洲市河辺基幹集落センター
農業構造改善センター	大洲市河辺農業構造改善センター
ふるさとの宿	大洲市河辺ふるさとの宿